



第 729 号

発行所 新潟市役所
 新潟市学校町通1番町602番地1
 発行人 新潟市長 篠田 昭
 毎月 15日 発行
 (発行定日が休日に当
 たるときは繰り下げ)
 印刷所 長谷川印刷
 新潟市小針1丁目11番8号
 金678円(税込)

目 次

規 則		329 公示送達書	24
59 新潟市表彰審査会規則の一部を改正する規則	2	330 公示送達書	24
60 新潟市契約規則の一部を改正する規則	2	331 地縁による団体の認可に係る告示	24
訓 令		332 住民票の職権消除について	24
7 新潟市契約規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程	3	333 放置自転車等の撤去, 保管について	25
告 示		334 指定居宅支援事業者の指定について	26
305 市道路線の認定について	5	335 指定居宅支援事業者の指定について	26
306 市道の路線の廃止について	6	336 指定施設支援施設の指定について	26
307 市道区域の決定について	7	337 指定居宅支援事業者の指定について	26
308 市道路線の供用開始について	8	338 指定居宅支援事業者の指定について	26
309 市道路線の一部供用開始について	8	339 更生医療担当医療機関の辞退について	26
310 市道路線の名称変更について	8	340 生活保護法による介護機関の指定申請につ いて	26
311 市道区域の変更について	8	341 生活保護法による介護機関の廃止届につ いて	27
312 市道路線の供用開始について	8	342 生活保護法による介護機関の変更について ...	27
313 生活保護法による医療機関の指定申請につ いて	8	343 生活保護法による医療機関の指定申請につ いて	27
314 生活保護法による医療機関の廃止届につ いて	9	344 生活保護法による医療機関の廃止届につ いて	27
315 決算の要領について	9	345 生活保護法による医療機関の変更について ...	28
316 予算の要領について	18	教育委員会規則	
317 身元不明人の死亡について	22	9 新潟市教育委員会組織規則の一部を改正す る規則	28
318 身元不明人の死亡について	22	10 新潟市教育委員会傍聴人規則の一部を改正 する規則	28
319 住居表示を実施する区域及び期日等につ いて	23	選挙管理委員会告示	
320 放置自転車等の撤去, 保管について	23	51 検察審査員候補者の予定者選定のくじにつ いて	29
321 公示送達書	23	52 在外選挙人名簿からの抹消について	29
322 放置自転車等の撤去, 保管について	23	53 選挙人名簿登録の移替え延期について	29
323 公示送達書	24	54 新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の 縦覧について	29
324 公示送達書	24	55 選挙人名簿の縦覧について	29
325 新潟市農用地利用集積計画について	24	56 在外選挙人名簿の縦覧について	29
326 公示送達書	24	57 ポスター掲示場の設置場所について	30
327 公示送達書	24		
328 公示送達書	24		

58 不在者投票事務を取り扱う場所について 30

59 投票所の設置について 30

61 投票の順序について 32

62 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について 32

63 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について 32

64 開票の場所及び日時について 32

65 開票管理者及び同職務代理者の選任について 32

66 選挙時登録に係る選挙人名簿からの抹消について 32

67 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数 32

68 投票管理者及びその職務代理者の選任について 33

監査委員訓令

1 新潟市監査事務運営規程の一部を改正する規程 33

農業委員会公示

19 10月農地部会特別委員会の招集について 33

20 10月定例農地部会の招集について 33

水道局管理規程

11 新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程 34

12 新潟市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程 34

13 新潟市水道局請負工事等指名委員会規程の一部を改正する規程 34

14 新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程 34

15 新潟市水道局契約規程の規定による帳票規程の一部を改正する規程 35

水道局告示

21 コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務の委託について 36

22 新潟市水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について 36

23 新潟市指定給水装置工事事業者の指定について 36

辞 令

市長事務部局 36

教育委員会 38

公平委員会 38

規 則

新潟市表彰審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第59号

新潟市表彰審査会規則の一部を改正する規則

新潟市表彰審査会規則（昭和36年新潟市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組 織）

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月17日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第60号

新潟市契約規則の一部を改正する規則

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第47条」に、「第49条」を「第48条」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（予定価格の入札執行前の公表）

第11条の2 市長は、入札を適正に行うため特に必要があると認めるときは、入札を執行する前に予定価格を公表することができる。この場合において、第13条（第25条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

2 予定価格の入札執行前の公表について必要な事項は別に定める。

第46条を削り、第47条を第46条とし、第48条を第47条とし、第49条を第48条とする。

附 則

この規則は、平成15年10月17日から施行する。

訓 令

新潟市契約規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月17日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第7号

新潟市契約規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市契約規則の規定による帳票規程（昭和41年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号の2工事請負契約約款第45条の次に次の1条を加える。

（談合その他不正行為による解除）

第45条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかつたと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があつたとして行つた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

別記様式第6号の2工事請負契約約款第48条の次に次の1条を加える。

（賠償額の予定）

第48条の2 乙は、第45条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第45条の2第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合
- (2) 第45条の2第1項第4号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

附 則

この規程は、平成15年10月17日から施行する。

告 示

新潟市告示第305号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

路線名	起 点	重要な経過地	南 1 - 1 4 2 号 線	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 85 地 先	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 84 地 先
	終 点			新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 82 地 先	
西 南 3 - 2 8 1 号 線	新 潟 市 山 崎 字 下 り 1198 番 1 地 先	新 潟 市 山 崎 字 下 り 1196 番 1 地 先	南 3 - 1 1 2 号 線	新 潟 市 上 所 上 一 丁 目 122 番 地 先	新 潟 市 上 所 上 一 丁 目 121 番 地 先
	新 潟 市 山 崎 字 下 り 1191 番 地 先			新 潟 市 上 所 上 一 丁 目 120 番 地 先	
西 南 6 - 1 8 6 号 線	新 潟 市 新 通 字 仲 才 101 番 2 地 先	新 潟 市 新 通 字 仲 才 189 番 地 先	南 3 - 1 1 3 号 線	新 潟 市 上 所 三 丁 目 783 番 1 地 先	新 潟 市 上 所 三 丁 目 783 番 22 地 先
	新 潟 市 新 通 字 仲 才 209 番 地 先			新 潟 市 上 所 三 丁 目 299 番 地 先	
西 1 - 1 4 9 号 線	新 潟 市 松 海 が 丘 二 丁 目 5821 番 1350 地 先	新 潟 市 松 海 が 丘 二 丁 目 5821 番 1393 地 先	南 4 - 1 1 3 号 線	新 潟 市 女 池 字 上 山 415 番 20 地 先	新 潟 市 女 池 字 上 山 415 番 17 地 先
	新 潟 市 松 海 が 丘 二 丁 目 5821 番 1398 地 先			新 潟 市 女 池 字 上 山 415 番 14 地 先	
西 2 - 2 6 7 号 線	新 潟 市 寺 尾 西 三 丁 目 6512 番 13 地 先	新 潟 市 寺 尾 西 三 丁 目 6512 番 20 地 先	南 4 - 1 1 4 号 線	新 潟 市 女 池 四 丁 目 735 番 4 地 先	新 潟 市 女 池 四 丁 目 735 番 15 地 先
	新 潟 市 寺 尾 西 三 丁 目 6512 番 30 地 先			新 潟 市 女 池 四 丁 目 735 番 13 地 先	
西 2 - 2 6 8 号 線	新 潟 市 寺 尾 西 三 丁 目 6512 番 29 地 先	新 潟 市 寺 尾 西 三 丁 目 6512 番 29 地 先	南 4 - 1 1 5 号 線	新 潟 市 女 池 三 丁 目 1094 番 11 地 先	新 潟 市 女 池 三 丁 目 1094 番 17 地 先
	新 潟 市 寺 尾 西 三 丁 目 6529 番 3 地 先			新 潟 市 女 池 三 丁 目 1094 番 25 地 先	
西 4 - 1 6 2 号 線	新 潟 市 内 野 町 847 番 4 地 先	新 潟 市 内 野 町 833 番 5 地 先	南 4 - 1 1 6 号 線	新 潟 市 近 江 二 丁 目 313 番 7 地 先	新 潟 市 近 江 二 丁 目 398 番 7 地 先
	新 潟 市 内 野 町 833 番 1 地 先			新 潟 市 女 池 一 丁 目 1142 番 1 地 先	
西 5 - 2 5 7 号 線	新 潟 市 寺 尾 朝 日 通 115 番 2 地 先	新 潟 市 寺 尾 朝 日 通 115 番 27 地 先	南 6 - 1 8 8 号 線	新 潟 市 紫 竹 山 四 丁 目 516 番 1 地 先	新 潟 市 紫 竹 山 四 丁 目 515 番 1 地 先
	新 潟 市 寺 尾 朝 日 通 115 番 38 地 先			新 潟 市 紫 竹 山 四 丁 目 515 番 2 地 先	
西 5 - 2 5 8 号 線	新 潟 市 寺 尾 朝 日 通 115 番 27 地 先	新 潟 市 寺 尾 朝 日 通 115 番 29 地 先	南 7 - 3 5 4 号 線	新 潟 市 長 潟 字 本 村 前 152 番 1 地 先	新 潟 市 長 潟 字 本 村 前 213 番 地 先
	新 潟 市 寺 尾 朝 日 通 115 番 31 地 先			新 潟 市 長 潟 字 本 村 前 142 番 1 地 先	
西 5 - 2 5 9 号 線	新 潟 市 小 針 三 丁 目 855 番 地 先	新 潟 市 小 針 三 丁 目 853 番 地 先	東 1 - 1 8 6 号 線	新 潟 市 浜 谷 町 一 丁 目 264 番 10 地 先	新 潟 市 浜 谷 町 一 丁 目 269 番 25 地 先
	新 潟 市 小 針 三 丁 目 849 番 地 先			新 潟 市 浜 谷 町 一 丁 目 271 番 7 地 先	
西 5 - 2 6 0 号 線	新 潟 市 小 針 一 丁 目 978 番 1 地 先	新 潟 市 小 針 一 丁 目 974 番 地 先	東 1 - 1 8 7 号 線	新 潟 市 浜 谷 町 一 丁 目 268 番 4 地 先	新 潟 市 浜 谷 町 一 丁 目 268 番 19 地 先
	新 潟 市 小 針 一 丁 目 971 番 1 地 先			新 潟 市 浜 谷 町 一 丁 目 268 番 15 地 先	
西 5 - 2 6 1 号 線	新 潟 市 小 針 一 丁 目 971 番 8 地 先	新 潟 市 小 針 一 丁 目 971 番 10 地 先	東 2 - 1 0 5 号 線	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 32 地 先	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 81 地 先
	新 潟 市 小 針 一 丁 目 971 番 7 地 先			新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 30 地 先	
中 央 2 - 1 0 1 号 線	新 潟 市 白 山 浦 二 丁 目 645 番 56 地 先	新 潟 市 川 岸 町 一 丁 目 49 番 1 地 先	東 2 - 1 0 6 号 線	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 2 地 先	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 23 地 先
	新 潟 市 一 番 堀 通 町 6017 番 8 地 先			新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 30 地 先	
中 央 2 - 1 7 6 号 線	新 潟 市 関 屋 大 川 前 一 丁 目 2143 番 39 地 先	新 潟 市 関 屋 大 川 前 一 丁 目 2143 番 39 地 先	東 2 - 1 0 7 号 線	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 56 地 先	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 50 地 先
	新 潟 市 関 屋 大 川 前 一 丁 目 2143 番 38 地 先			新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 45 地 先	
南 1 - 1 3 8 号 線	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 110 地 先	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 96 地 先	東 2 - 1 0 8 号 線	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 82 地 先	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 82 地 先
	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 86 地 先			新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 82 地 先	
南 1 - 1 3 9 号 線	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 130 地 先	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 127 地 先	東 2 - 1 0 9 号 線	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 40 番 2 地 先	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 40 番 2 地 先
	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 120 地 先			新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 2 地 先	
南 1 - 1 4 0 号 線	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 95 地 先	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 94 地 先	東 2 - 1 1 0 号 線	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 91 地 先	新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 93 地 先
	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 92 地 先			新 潟 市 秋 葉 一 丁 目 63 番 95 地 先	
南 1 - 1 4 1 号 線	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 81 地 先	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 65 地 先	東 3 - 2 3 9 号 線	新 潟 市 下 山 二 丁 目 594 番 地 先	新 潟 市 下 山 二 丁 目 369 番 地 先
	新 潟 市 日 の 出 二 丁 目 16 番 73 地 先			新 潟 市 下 山 二 丁 目 503 番 2 地 先	

東 3 - 2 4 3 号 線	新潟市新川町20番 1地先 新潟市新川町21番 1地先	新潟市新川町20番 1地先	黒 崎 1 - 4 1 号 線	新潟市山田字堤付 2309番 1地先 新潟市山田字堤付 2307番145地先	新潟市山田字堤付 2307番354地先																
東 3 - 2 4 4 号 線	新潟市下山二丁目 450番 1地先 新潟市下山二丁目 460番地先	新潟市下山二丁目 455番地先	黒 崎 1 - 4 1 6 号 線	新潟市立仏字腰廻 108番 2地先 新潟市山田字中島 3200番地先	新潟市立仏字川原 1266番 2地先																
東 3 - 4 8 4 号 線	新潟市下山一丁目 63番 1地先 新潟市新川町28番 1地先	新潟市下山一丁目 127番地先	黒 崎 1 - 4 1 7 号 線	新潟市山田字中島 3240番地先 新潟市山田字中島 3249番地先	新潟市山田字中島 3252番地先																
東 3 - 5 0 0 号 線	新潟市新川町221 番地先 新潟市新川町290 番 1地先	新潟市新川町278 番地先	黒 崎 1 - 4 1 8 号 線	新潟市山田字中島 3238番地先 新潟市山田字中島 3228番地先	新潟市山田字中島 3234番地先																
東 3 - 5 6 0 号 線	新潟市下山二丁目 1414番 2地先 新潟市下山二丁目 1379番 1地先	新潟市下山二丁目 1378番 3地先	黒 崎 1 - 4 1 9 号 線	新潟市山田字中島 3213番地先 新潟市山田字中島 3205番地先	新潟市山田字中島 3209番地先																
東 3 - 5 6 1 号 線	新潟市下山一丁目 317番 2地先 新潟市下山一丁目 266番 1地先	新潟市下山一丁目 287番 1地先	黒 崎 1 - 4 2 0 号 線	新潟市鳥原字腰廻 830番 1地先 新潟市善久字新川 向450番11地先	新潟市善久字新川 向450番13地先																
東 3 - 5 6 2 号 線	新潟市下山二丁目 474番 1地先 新潟市下山二丁目 500番 1地先	新潟市下山二丁目 456番 2地先	黒 崎 2 - 1 5 7 号 線	新潟市鳥原字蓮方 2802番 1地先 新潟市鳥原字蓮方 2788番 1地先	新潟市鳥原字蓮方 2802番 1地先																
東 3 - 5 6 3 号 線	新潟市下山一丁目 227番 1地先 新潟市新川町286 番 1地先	新潟市下山一丁目 193番 1地先	黒 崎 2 - 1 5 8 号 線	新潟市鳥原字荒田 3224番 1地先 新潟市鳥原字荒田 3243番 1地先	新潟市鳥原字荒田 3229番地先																
東 3 - 5 6 4 号 線	新潟市下山二丁目 334番 1地先 新潟市新川町22番 地先	新潟市下山二丁目 231番 1地先	黒 崎 2 - 1 5 9 号 線	新潟市黒鳥字深潟 4348番 1地先 新潟市大野町2804 番地先	新潟市鳥原字蓮方 2761番 3地先																
東 3 - 5 6 5 号 線	新潟市下山一丁目 242番 1地先 新潟市下山一丁目 520番 1地先	新潟市下山一丁目 256番 2地先	新潟市告示第306号 市道路線の廃止について 道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に 基づき、次の路線を廃止する。 なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備 局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。 平成15年10月1日 新潟市長 篠田 昭																		
東 3 - 5 6 6 号 線	新潟市下木戸二丁 目 6番 2地先 新潟市下木戸二丁 目 6番70地先	新潟市下木戸二丁 目 6番85地先	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路 線 名</th> <th>起 点</th> <th rowspan="2">重要な経過地</th> </tr> <tr> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西 南 3 - 9 9 4 号 線</td> <td>新潟市山崎字下り 1198番 4地先 新潟市山崎字下り 1198番 1地先</td> <td>新潟市山崎字下り 1191番地先</td> </tr> <tr> <td>中 央 2 - 1 0 1 号 線</td> <td>新潟市白山浦二丁 目645番56地先 新潟市川岸町一丁 目57番 1地先</td> <td>新潟市川岸町一丁 目49番 1地先</td> </tr> <tr> <td>東 3 - 2 3 9 号 線</td> <td>新潟市下山二丁目 594番地先 新潟市下山二丁目 232番地先</td> <td>新潟市下山二丁目 369番地先</td> </tr> <tr> <td>東 3 - 2 4 3 号 線</td> <td>新潟市新川町301 番地先 新潟市新川町21番 地先</td> <td>新潟市新川町304 番地先</td> </tr> </tbody> </table>			路 線 名	起 点	重要な経過地	終 点	西 南 3 - 9 9 4 号 線	新潟市山崎字下り 1198番 4地先 新潟市山崎字下り 1198番 1地先	新潟市山崎字下り 1191番地先	中 央 2 - 1 0 1 号 線	新潟市白山浦二丁 目645番56地先 新潟市川岸町一丁 目57番 1地先	新潟市川岸町一丁 目49番 1地先	東 3 - 2 3 9 号 線	新潟市下山二丁目 594番地先 新潟市下山二丁目 232番地先	新潟市下山二丁目 369番地先	東 3 - 2 4 3 号 線	新潟市新川町301 番地先 新潟市新川町21番 地先	新潟市新川町304 番地先
路 線 名	起 点	重要な経過地																			
	終 点																				
西 南 3 - 9 9 4 号 線	新潟市山崎字下り 1198番 4地先 新潟市山崎字下り 1198番 1地先	新潟市山崎字下り 1191番地先																			
中 央 2 - 1 0 1 号 線	新潟市白山浦二丁 目645番56地先 新潟市川岸町一丁 目57番 1地先	新潟市川岸町一丁 目49番 1地先																			
東 3 - 2 3 9 号 線	新潟市下山二丁目 594番地先 新潟市下山二丁目 232番地先	新潟市下山二丁目 369番地先																			
東 3 - 2 4 3 号 線	新潟市新川町301 番地先 新潟市新川町21番 地先	新潟市新川町304 番地先																			
東 3 - 5 6 7 号 線	新潟市松崎字東52 3番 1地先 新潟市松崎字東52 3番 1地先	新潟市松崎字東52 3番 1地先																			
東 3 - 5 6 8 号 線	新潟市松崎字東53 6番地先 新潟市松崎字東43 7番 1地先	新潟市松崎字東53 6番地先																			
東 4 - 1 2 3 号 線	新潟市紫竹六丁目 725番24地先 新潟市紫竹六丁目 725番13地先	新潟市紫竹六丁目 725番31地先																			
東 4 - 1 2 4 号 線	新潟市紫竹六丁目 725番36地先 新潟市紫竹六丁目 725番40地先	新潟市紫竹六丁目 725番38地先																			
北 2 - 1 1 2 号 線	新潟市太郎代字浜 辺2579番 1地先 新潟市太郎代字浜 辺2584番 1地先	新潟市太郎代字浜 辺2618番地先																			
北 2 - 1 1 3 号 線	新潟市太郎代字浜 辺2622番地先 新潟市太郎代字浜 辺2614番地先	新潟市太郎代字浜 辺2635番 2地先																			
北 8 - 6 6 号 線	新潟市新崎字毘沙 門470番地先 新潟市新崎字毘沙 門472番地先	新潟市新崎字毘沙 門674番 2地先																			

東 3 - 244号線	新潟市下山一丁目 242番2地先	新潟市下山一丁目 256番4地先
	新潟市下山二丁目 472番地先	
東 3 - 484号線	新潟市下山一丁目 63番1地先	新潟市下山一丁目 127番地先
	新潟市新川町291 番地先	
東 3 - 500号線	新潟市新川町221 番地先	新潟市新川町278 番地先
	新潟市新川町299 番地先	
黒 埼 1 - 41号線	新潟市山田字堤付 2307番138地先	新潟市山田字堤付 2307番354地先
	新潟市山田字堤付 2307番141地先	

新潟市告示第307号

市道区域の決定について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように決定する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	敷 地 の	
		幅員(m)	延長(m)
西南3 - 281号線	新潟市山崎字下り1198番1 地先から	1.82	77.25
	新潟市山崎字下り1191番地 先まで		
西南6 - 186号線	新潟市新通字仲才101番2 地先から	4.4	210.0
	新潟市新通字仲才209番地 先まで		
西 1 - 149号線	新潟市松海が丘二丁目5821 番1350地先から	6.0	123.0
	新潟市松海が丘二丁目5821 番1398地先まで		
西 2 - 267号線	新潟市寺尾西三丁目6512番 13地先から	6.0	168.3
	新潟市寺尾西三丁目6512番 30地先まで		
西 2 - 268号線	新潟市寺尾西三丁目6512番 29地先から	6.0	17.9
	新潟市寺尾西三丁目6529番 3地先まで		
西 4 - 162号線	新潟市内野町847番4地先 から	4.0	110.0
	新潟市内野町833番1地先 まで		
西 5 - 257号線	新潟市寺尾朝日通115番2 地先から	6.0	79.0
	新潟市寺尾朝日通115番38 地先まで		
西 5 - 258号線	新潟市寺尾朝日通115番27 地先から	6.0	65.2
	新潟市寺尾朝日通115番31 地先まで		
西 5 - 259号線	新潟市小針三丁目855番地 先から	5.27	75.5
	新潟市小針三丁目849番地 先まで		

西 5 - 260号線	新潟市小針一丁目978番1 地先から	5.19 ~8.74	61.0
	新潟市小針一丁目971番1 地先まで		
西 5 - 261号線	新潟市小針一丁目971番8 地先から	6.0 ~10.26	32.0
	新潟市小針一丁目971番7 地先まで		
中央2 - 101号線	新潟市白山浦二丁目645番 56地先から	3.0 ~12.5	758.9
	新潟市一番堀通町6017番8 地先まで		
南 1 - 138号線	新潟市日の出二丁目16番11 0地先から	6.0 ~10.2	339.2
	新潟市日の出二丁目16番86 地先まで		
南 1 - 139号線	新潟市日の出二丁目16番13 0地先から	6.0 ~10.2	151.7
	新潟市日の出二丁目16番12 0地先まで		
南 1 - 140号線	新潟市日の出二丁目16番95 地先から	6.0 ~10.2	148.1
	新潟市日の出二丁目16番92 地先まで		
南 1 - 141号線	新潟市日の出二丁目16番81 地先から	6.0 ~10.2	172.5
	新潟市日の出二丁目16番73 地先まで		
南 1 - 142号線	新潟市日の出二丁目16番85 地先から	6.0 ~10.2	122.7
	新潟市日の出二丁目16番82 地先まで		
南 3 - 112号線	新潟市上所上一丁目122番 地先から	4.46 ~7.8	91.0
	新潟市上所上一丁目120番 地先まで		
南 3 - 113号線	新潟市上所三丁目783番1 地先から	6.0 ~10.2	114.9
	新潟市上所三丁目299番地 先まで		
南 4 - 113号線	新潟市女池字上山415番20 地先から	6.0 ~10.3	74.6
	新潟市女池字上山415番14 地先まで		
南 4 - 114号線	新潟市女池四丁目735番4 地先から	6.0 ~10.2	195.9
	新潟市女池四丁目735番13 地先まで		
南 4 - 115号線	新潟市女池三丁目1094番11 地先から	6.0 ~13.2	129.8
	新潟市女池三丁目1094番25 地先まで		
南 6 - 188号線	新潟市紫竹山四丁目516番 1地先から	5.45	40.0
	新潟市紫竹山四丁目515番 2地先まで		
南 7 - 354号線	新潟市長潟字本村前152番 1地先から	4.9	260.0
	新潟市長潟字本村前142番 1地先まで		
東 1 - 186号線	新潟市浜谷町一丁目264番 10地先から	6.0 ~10.35	184.0
	新潟市浜谷町一丁目271番 7地先まで		
東 1 - 187号線	新潟市浜谷町一丁目268番 4地先から	4.0 ~8.23	36.0
	新潟市浜谷町一丁目268番 15地先まで		
東 2 - 105号線	新潟市秋葉一丁目63番32地 先から	6.0 ~10.2	232.0
	新潟市秋葉一丁目63番30地 先まで		

東 2 - 106号線	新潟市秋葉一丁目63番 2 地先から 新潟市秋葉一丁目63番30地先まで	6.0 ~ 8.1	187.5
東 2 - 107号線	新潟市秋葉一丁目63番56地先から 新潟市秋葉一丁目63番45地先まで	6.0 ~ 10.8	131.8
東 2 - 108号線	新潟市秋葉一丁目63番82地先から 新潟市秋葉一丁目63番82地先まで	6.0 ~ 10.2	15.3
東 2 - 109号線	新潟市秋葉一丁目40番 2 地先から 新潟市秋葉一丁目63番 2 地先まで	4.0 ~ 6.4	43.6
東 2 - 110号線	新潟市秋葉一丁目63番91地先から 新潟市秋葉一丁目63番95地先まで	6.0	65.5
東 3 - 239号線	新潟市下山二丁目594番地先から 新潟市下山二丁目503番 2 地先まで	7.5 ~ 16.0	570.0
東 3 - 243号線	新潟市新川町20番 1 地先から 新潟市新川町21番 1 地先まで	7.0 ~ 37.0	35.0
東 3 - 244号線	新潟市下山二丁目450番 1 地先から 新潟市下山二丁目460番地先まで	2.5 ~ 3.5	47.0
東 3 - 500号線	新潟市新川町221番地先から 新潟市新川町290番 1 地先まで	5.4 ~ 6.0	392.0
東 3 - 564号線	新潟市下山二丁目334番 1 地先から 新潟市新川町22番地先まで	6.0 ~ 16.0	250.0
東 3 - 565号線	新潟市下山一丁目242番 1 地先から 新潟市下山一丁目520番 1 地先まで	6.0 ~ 30.6	245.4
東 3 - 566号線	新潟市下木戸二丁目 6 番 2 地先から 新潟市下木戸二丁目 6 番70地先まで	4.0 ~ 7.13	173.0
東 3 - 567号線	新潟市松崎字東523番 1 地先から 新潟市松崎字東523番 1 地先まで	11.0 ~ 25.0	35.0
東 3 - 568号線	新潟市松崎字東536番地先から 新潟市松崎字東437番 1 地先まで	6.0 ~ 10.2	74.3
北 2 - 112号線	新潟市太郎代字浜辺2579番 1 地先から 新潟市太郎代字浜辺2584番 1 地先まで	4.0	194.5
北 2 - 113号線	新潟市太郎代字浜辺2622番地先から 新潟市太郎代字浜辺2614番地先まで	4.0	192.0
北 8 - 66号線	新潟市新崎字毘沙門470番地先から 新潟市新崎字毘沙門472番地先まで	5.77 ~ 5.84	100.0
黒埼 1 - 41号線	新潟市山田字堤付2309番 1 地先から 新潟市山田字堤付2307番14 5 地先まで	7.8 ~ 16.0	323.0

黒埼 1 - 420号線	新潟市鳥原字腰廻830番 1 地先から 新潟市善久字新川向450番 11地先まで	6.0 ~ 11.1	100.9
-----------------	---	---------------	-------

新潟市告示第308号

市道路線の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	供用開始年月日
西南 3 - 281号線	新潟市山崎字下り1198番 1 地先から 新潟市山崎字下り1191番地先まで	平成15年 10月1日
西南 6 - 186号線	新潟市新通字仲才101番 2 地先から 新潟市新通字仲才209番地先まで	
西 1 - 149号線	新潟市松海が丘二丁目5821番1350地先から 新潟市松海が丘二丁目5821番1398地先まで	
西 2 - 267号線	新潟市寺尾西三丁目6512番13地先から 新潟市寺尾西三丁目6512番30地先まで	
西 2 - 268号線	新潟市寺尾西三丁目6512番29地先から 新潟市寺尾西三丁目6529番 3 地先まで	
西 4 - 162号線	新潟市内野町847番 4 地先から 新潟市内野町833番 1 地先まで	
西 5 - 257号線	新潟市寺尾朝日通115番 2 地先から 新潟市寺尾朝日通115番38地先まで	
西 5 - 258号線	新潟市寺尾朝日通115番27地先から 新潟市寺尾朝日通115番31地先まで	
西 5 - 259号線	新潟市小針三丁目855番地先から 新潟市小針三丁目849番地先まで	
西 5 - 260号線	新潟市小針一丁目978番 1 地先から 新潟市小針一丁目971番 1 地先まで	
西 5 - 261号線	新潟市小針一丁目971番 8 地先から 新潟市小針一丁目971番 7 地先まで	
中央 2 - 101号線	新潟市白山浦二丁目645番56地先から 新潟市一番堀通町6017番 8 地先まで	
南 1 - 138号線	新潟市日の出二丁目16番110地先から 新潟市日の出二丁目16番86地先まで	
南 1 - 139号線	新潟市日の出二丁目16番130地先から 新潟市日の出二丁目16番120地先まで	
南 1 - 140号線	新潟市日の出二丁目16番95地先から 新潟市日の出二丁目16番92地先まで	
南 1 - 141号線	新潟市日の出二丁目16番81地先から 新潟市日の出二丁目16番73地先まで	
南 1 - 142号線	新潟市日の出二丁目16番85地先から 新潟市日の出二丁目16番82地先まで	
南 3 - 112号線	新潟市上所一丁目122番地先から 新潟市上所一丁目120番地先まで	
南 3 - 113号線	新潟市上所三丁目783番 1 地先から 新潟市上所三丁目299番地先まで	
南 4 - 113号線	新潟市女池字上山415番20地先から 新潟市女池字上山415番14地先まで	
南 4 - 114号線	新潟市女池四丁目735番 4 地先から 新潟市女池四丁目735番13地先まで	
南 4 - 115号線	新潟市女池三丁目1094番11地先から 新潟市女池三丁目1094番25地先まで	
南 6 - 188号線	新潟市紫竹山四丁目516番 1 地先から 新潟市紫竹山四丁目515番 2 地先まで	
南 7 - 354号線	新潟市長瀧字本村前152番 1 地先から 新潟市長瀧字本村前142番 1 地先まで	
東 1 - 186号線	新潟市浜谷町一丁目264番10地先から 新潟市浜谷町一丁目271番 7 地先まで	
東 1 - 187号線	新潟市浜谷町一丁目268番 4 地先から 新潟市浜谷町一丁目268番15地先まで	

東 2 - 105号線	新潟市秋葉一丁目63番32地先から 新潟市秋葉一丁目63番30地先まで
東 2 - 106号線	新潟市秋葉一丁目63番2地先から 新潟市秋葉一丁目63番30地先まで
東 2 - 107号線	新潟市秋葉一丁目63番56地先から 新潟市秋葉一丁目63番45地先まで
東 2 - 108号線	新潟市秋葉一丁目63番82地先から 新潟市秋葉一丁目63番82地先まで
東 2 - 109号線	新潟市秋葉一丁目40番2地先から 新潟市秋葉一丁目63番2地先まで
東 2 - 110号線	新潟市秋葉一丁目63番91地先から 新潟市秋葉一丁目63番95地先まで
東 3 - 239号線	新潟市下山二丁目594番地先から 新潟市下山二丁目503番2地先まで
東 3 - 243号線	新潟市新川町20番1地先から 新潟市新川町21番1地先まで
東 3 - 244号線	新潟市下山二丁目450番1地先から 新潟市下山二丁目460番地先まで
東 3 - 564号線	新潟市下山二丁目334番1地先から 新潟市新川町22番地先まで
東 3 - 565号線	新潟市下山一丁目242番1地先から 新潟市下山一丁目520番1地先まで
東 3 - 566号線	新潟市下木戸二丁目6番2地先から 新潟市下木戸二丁目6番70地先まで
東 3 - 567号線	新潟市松崎字東523番1地先から 新潟市松崎字東523番1地先まで
東 3 - 568号線	新潟市松崎字東536番地先から 新潟市松崎字東437番1地先まで
北 2 - 112号線	新潟市太郎代字浜辺2579番1地先から 新潟市太郎代字浜辺2584番1地先まで
北 2 - 113号線	新潟市太郎代字浜辺2622番地先から 新潟市太郎代字浜辺2614番地先まで
北 8 - 66号線	新潟市新崎字毘沙門470番地先から 新潟市新崎字毘沙門472番地先まで
黒崎 1 - 41号線	新潟市山田字堤付2309番1地先から 新潟市山田字堤付2307番145地先まで
黒崎 1 - 420号線	新潟市鳥原字腰廻830番1地先から 新潟市善久字新川向450番11地先まで

新潟市告示第309号

市道路線の一部供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の一部供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	一部供用開始年月日
東 3 - 500号線	新潟市新川町221番地先から 新潟市新川町28番1地先まで	平成15年10月1日

新潟市告示第310号

市道路線の名称変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき認定した市道路線の路線名を次のとおり変更する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新路線名	旧路線名	起点地番
		終点地番
西南3 - 278号線	西南4 - 1号線	新潟市木山字屋敷裏410番戊地先から 新潟市木山字下ノ藪518番1地先まで
		新潟市木山字屋敷裏595番地先から 新潟市木山字屋敷裏597番1地先まで

新潟市告示第311号

市道区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
南 2 - 94号線	新潟市笹口一丁目17番24地先から 新潟市笹口一丁目17番24地先まで	前	6.1 ~6.2	2.9
		後	20.2 ~21.3	2.9

新潟市告示第312号

市道路線の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	供用開始年月日
南 2 - 94号線	新潟市笹口一丁目17番24地先から 新潟市笹口一丁目17番24地先まで	平成15年10月1日
東 2 - 81号線	新潟市秋葉一丁目55番4地先から 新潟市秋葉一丁目1番287地先まで	

新潟市告示第313号

生活保護法による医療機関の指定申請について
(告示)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(第55条において準用する同法第49条)の規定により、指定医療機関等を指定し次のとおり告示する。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
鈴木歯科医院	新潟市鏡2 - 14 - 23 - 1	平成15年1月1日

名 称	所 在 地	指定年月日
鈴木 歯科 医院	新潟市 鏡 2 - 14 - 23 - 1	平成15年 1月 1日
万 代 平 成 ク リ ニ ッ ク	新潟市万代1丁目3番1号 万代シネモール6F	平成15年 9月 1日
島 見 町 歯 科 ク リ ニ ッ ク	新潟市島見町3833 - 51	平成15年 7月 1日
(医)岡田 歯科 医院	新潟市北葉町13 - 4	平成15年 7月16日
ま つ ぞ の 調 剤 薬 局	新潟市松園 1 丁目 1 番21号	平成15年 9月 1日
江 口 歯 科 医 院	新潟市西堀前通 2 番町 709番地 白柳ビル2階	平成15年 8月31日
脳 神 経 ・ 内 科 も て ぎ 医 院	新潟市松園 1 丁目 9 番56号	平成15年 9月 1日

新潟市告示第314号

生活保護法による医療機関の廃止届について
(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14
条第1項の規定により、指定医療機関等から廃止した旨
の届出があったことを次のとおり告示する。

平成15年10月 1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

名 称	所 在 地	廃止年月日
(医)岡田 歯科 医院	新潟市北葉町13 - 4	平成15年 7月16日
田 中 薬 局	新潟市営所 1 番町 319	平成15年 7月31日
医 療 法 人 社 団 江 口 歯 科 医 院	新潟市西堀前通 2 番町 709番地 白柳ビル2階	平成15年 8月31日

新潟市告示第315号

決算の要領について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規
定により平成14年度新潟市企業会計の決算の要領を次の
とおり告示します。

平成15年10月 1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

平成14年度新潟市病院事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額			決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計			
第1款 市民病院事業	15,063,546,000	26,814,000	15,036,732,000	14,779,502,813	257,229,187	仮受消費税及び地方消費税 16,365,605円)
第1項 医業	13,523,863,000	161,458,000	13,362,405,000	13,148,393,940	214,011,060	仮受消費税及び地方消費税 10,654,370円)
第2項 医業外	1,432,402,000	136,030,000	1,568,432,000	1,529,093,534	39,338,466	仮受消費税及び地方消費税 5,689,153円)
第3項 附帯事業	85,281,000	1,386,000	83,895,000	82,450,302	1,444,698	仮受消費税及び地方消費税 262円)
第4項 特別	22,000,000		22,000,000	19,565,037	2,434,963	仮受消費税及び地方消費税 21,820円)
第2款 大山台診療所事業	217,051,000	2,721,000	214,330,000	202,491,729	11,838,271	仮受消費税及び地方消費税 329,610円)
第1項 医業	121,485,000		121,485,000	104,165,560	17,319,440	仮受消費税及び地方消費税 325,618円)
第2項 医業外	95,265,000	2,721,000	92,544,000	98,280,351	5,736,351	仮受消費税及び地方消費税 3,992円)
第3項 特別	301,000		301,000	45,818	255,182	

支 出

区 分	予 算 額			決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰上額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計				
第1款 市民病院事業	15,063,546,000	26,814,000	15,036,732,000	14,806,518,471	230,213,529	仮払消費税及び地方消費税 284,069,576円)	
第1項 医業	14,678,839,000	25,428,000	14,637,639,000	14,416,495,317	221,143,683	仮払消費税及び地方消費税 283,366,101円)	
第2項 医業外	209,326,000		209,326,000	202,700,929	6,625,071		
第3項 附帯事業	85,281,000	1,386,000	83,895,000	82,450,302	1,444,698	仮払消費税及び地方消費税 560,153円)	
第4項 特別	89,100,000		104,872,000	104,871,923	77	仮払消費税及び地方消費税 143,322円)	
第5項 予備	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000		
第2款 大山台診療所事業	217,051,000	2,721,000	214,330,000	202,491,729	11,838,271	仮払消費税及び地方消費税 2,885,373円)	
第1項 医業	206,890,000	2,721,000	204,169,000	192,929,440	11,239,560	仮払消費税及び地方消費税 2,885,373円)	
第2項 医業外	9,560,000		9,560,000	9,559,517	483		
第3項 特別	301,000		301,000	2,772	298,228		
第4項 予備	300,000		300,000	0	300,000		

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	考 備
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に 係 る 繰 越 額 に 充 当 額			
第1款 市民病院資本的収入	614,139,000	31,382,000	645,521,000	円	637,409,930	円	
第1項 企業補助金	198,100,000		198,100,000		199,202,000		
第2項 補助金	8,720,000		8,720,000		2,147,250		
第3項 負担金交付金	407,319,000	31,382,000	438,701,000		434,008,680		
第4項 貸付金返還金	0	0	0		2,052,000		
第2款 大山台診療所資本的収入	16,208,000		16,208,000		15,105,279		
第1項 企業補助金	1,900,000		1,900,000		798,000		
第2項 負担金交付金	14,308,000		14,308,000		14,307,279		

支 出

区 分	予 算 額				決 算 額	不 用 額	考 備
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計			
第1款 市民病院資本的支出	878,056,000	57,433,000	935,489,000	円	922,154,379	円	
第1項 建設改良費	451,845,000	41,445,000	493,290,000		480,388,198		
第2項 企業償還金	423,907,000	15,988,000	439,895,000		439,894,181		
第3項 貸付金	2,304,000		2,304,000		1,872,000		
第2款 大山台診療所資本的支出	16,208,000		16,208,000		15,105,279		
第1項 建設改良費	1,900,000		1,900,000		798,000		
第2項 企業償還金	14,308,000		14,308,000		14,307,279		

資本的収入額が資本的支出額に不足する額284,744,449円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額473,451円及び過年度損益勘定留保資金284,270,998円で補てんした。

平成14年度新潟市水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	合 計			
第1款 事業収入	円 12,552,537,000	円 0	円 12,552,537,000	円 12,552,537,000	円 12,482,482,203	円 70,054,797	
第1項 営業収入	円 12,203,471,000	円 0	円 12,203,471,000	円 12,203,471,000	円 12,032,458,332	円 171,012,668	佐野清輝及び 地方消費増税 521,037,360円)
第2項 営業外収入	円 349,064,000	円 0	円 349,064,000	円 349,064,000	円 400,499,350	円 51,435,350	佐野清輝及び 地方消費増税 12,050,274円)
第3項 特別利益	円 2,000	円 0	円 2,000	円 2,000	円 49,524,521	円 49,522,521	佐野清輝及び 地方消費増税 23,969円)

支出

区 分	予 算 額				決 算 額	翌年度繰越額		備 考
	当初予算額	補正予算額	流出増減額	小 計		地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合計	
第1款 事業費用	円 10,154,852,000	円 35,658,000	円 0	円 10,190,510,000	円 9,910,582,352	円 0	円 248,781,459	
第1項 営業費用	円 8,862,992,000	円 49,004,000	円 11,597,673	円 8,923,593,673	円 8,591,804,052	円 0	円 250,756,086	佐野清輝及び 地方消費増税 186,594,675円)
第2項 営業外費用	円 1,279,287,000	円 13,346,000	円 11,597,673	円 1,304,230,673	円 1,304,204,460	円 0	円 26,213	
第3項 特別損失	円 7,573,000	円 0	円 0	円 7,573,000	円 14,573,840	円 0	円 7,000,840	佐野清輝及び 地方消費増税 459,814円)
第4項 予備費	円 5,000,000	円 0	円 0	円 5,000,000	円 0	円 0	円 5,000,000	

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額			額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定に係る繰越 額に充てる財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 3,367,950,000	円 361,635,000	円 3,729,585,000	円 0	円 0	円 3,684,896,067	円 44,688,933	
第1項 企業補助金	円 3,033,000,000	0	円 3,033,000,000	0	0	円 2,964,000,000	円 69,000,000	
第2項 国庫補助金	円 108,661,000	円 3,635,000	円 112,296,000	0	0	円 119,133,600	円 6,837,600	
第3項 固定資産売却代金	円 7,000	0	円 7,000	0	0	円 47,631,642	円 47,624,642	(うち 仮受消費税及び 地方消費税 839,570円)
第4項 固定資産設置負担金	円 62,059,000	0	円 62,059,000	0	0	円 35,954,415	円 26,104,585	
第5項 消火補償金	円 162,176,000	0	円 162,176,000	0	0	円 182,788,553	円 20,612,553	
第6項 共同施設改良負担金	円 2,047,000	0	円 2,047,000	0	0	円 1,387,857	円 659,143	(うち 仮受消費税及び 地方消費税 66,088円)
第7項 出資	0	円 358,000,000	円 358,000,000	0	0	円 334,000,000	円 24,000,000	

支 出

区 分	予 算 額			額		決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業 法第26条の規 定による繰 越額		地方公営企業 法第26条の規 定による繰 越額	継続費通次 繰越額		
第1款 資本的支出	円 7,641,559,000	円 3,016,000	円 0	円 0	円 59,338,067	円 7,324,710,038	円 27,626,626	円 102,963,821	円 253,688,552	
第1項 建設改良費	円 6,480,698,000	円 277,984,000	円 0	円 0	円 59,338,067	円 5,882,849,728	円 27,626,626	円 102,963,821	円 253,688,862	(うち 仮私消費税及び 地方消費税 28,112,301円)
第2項 企業償還金	円 1,160,861,000	0	円 0	円 0	0	円 1,160,860,310	0	0	円 690	
第3項 投資	0	円 281,000,000	円 0	円 0	0	円 281,000,000	0	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,639,813,971円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額262,206,643円、当年度損益勘定留保資金2,182,483,499円、減価償立金107,942,000円、建設改良積立金1,087,181,829円で補てんした。

平成14年度新潟市ガス事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	合計			
第1款 ガス事業収益	889,135,000	0	889,135,000	889,135,000	926,440,554	37,305,554	仮受消費税及び 地方消費税等 43,623,241円
第1項 製品売上益	813,813,000	0	813,813,000	813,813,000	864,542,996	50,729,996	仮受消費税及び 地方消費税等 41,119,826円
第2項 営業雑収益	66,978,000	0	66,978,000	66,978,000	58,619,506	8,358,494	仮受消費税及び 地方消費税等 2,502,044円
第3項 営業外収益	8,342,000	0	8,342,000	8,342,000	3,251,546	5,090,454	仮受消費税及び 地方消費税等 116円
第4項 特別利益	2,000	0	2,000	2,000	26,506	24,506	仮受消費税及び 地方消費税等 1,255円

支出

区 分	予 算 額				決 算 額	翌年度繰越額		備 考
	当初予算額	補正予算額	流出増減額	小 計		地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合計	
第1款 ガス事業費用	87,817,000	1,202,000	0	87,019,000	856,073,441	0	0	仮払消費税及び 地方消費税等 28,976,930円
第1項 営業費用	774,041,000	1,079,000	644,349	773,606,349	767,896,455	0	0	仮払消費税及び 地方消費税等 26,307,670円
第2項 その他の営業費用	70,591,000	123,000	83,644	70,551,644	62,226,876	0	0	仮払消費税及び 地方消費税等 2,665,630円
第3項 営業外費用	27,034,000	0	727,993	26,306,007	25,854,012	0	0	仮払消費税及び 地方消費税等 3,827円
第4項 特別損失	151,000	0	0	151,000	96,098	0	0	

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額			合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計				
第1款 資本的収入	円 402,894,000	円 0	円 402,894,000	円 0	円 371,820,905	円 31,073,095	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 850,400円)
第1項 企業債	円 281,000,000	円 281,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 850,400円)
第2項 工事負担金	円 121,894,000	円 0	円 121,894,000	円 0	円 90,820,905	円 31,073,095	
第3項 他会計からの長期借入金	円 0	円 281,000,000	円 281,000,000	円 0	円 281,000,000	円 0	

支 出

区 分	予 算 額			合 計	決 算 額	翌年度繰越額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額				
第1款 資本的支出	円 602,054,000	円 244,000	円 0	円 601,810,000	円 585,603,889	円 16,206,111	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 21,321,957円)
第1項 建設改良費	円 560,935,000	円 244,000	円 0	円 560,691,000	円 544,485,820	円 16,205,180	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 21,321,957円)
第2項 企業債償還金	円 41,119,000	円 0	円 0	円 41,119,000	円 41,118,069	円 931	

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額213,782,984円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,117,947円、過年度損益勘定留保資金25,653,246円、当年度損益勘定留保資金117,114,131円、減債積立金300,000円、建設改良積立金53,597,660円で補てんした。

平成14年度新潟市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成14年度新潟市病院事業会計決算

平成14年度新潟市水道事業会計決算

平成14年度新潟市ガス事業会計決算

平成14年度新潟市各事業会計決算に関する証書類、
事業報告書及び政令で定めるその他の書類

第2 審査の期間

平成15年6月2日から平成15年7月31日

第3 審査の方法

1 審査は、各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、主として年度比較によって事業の推移を把握し、その経営の内容を分析した。

2 審査にあたっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合、実地審査及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 病院事業会計

(1) 新潟市民病院について

当年度の業務状況については、入院部門は一般病床706床、感染症病床18床の計724床で、外来部門は月曜日から金曜日までの週5日制で、それぞれ業務を行った。

また、建設改良工事として東・西病棟外壁改修工事や東病棟給湯管改修工事等を行うとともに、医療機器等の整備については、超音波診断装置の増設や耳鼻科手術顕微鏡システムの更新等を行った。高度医療機器である心臓血管撮影装置や輸血管理システムなどについてはリース契約により整備を行っている。

ア 利用概況

感染症患者を除く当年度の延利用患者数は54万8,821人(前年度比較 28,902人、5%減)で、このうち入院患者は23万3,211人(同 406人、0.2%減)、外来患者は31万5,610人(同 28,496人、8.3%減)であった。

また、入院患者の1日平均は638.9人(前年度比較1.1人減)、病床利用率は90.5%(同0.2ポイント

減)で、外来患者の1日平均は、1,288.2人(同116.3人減)となった。

なお、感染症の延入院患者数は9人であった。

イ 経営状況

当年度の経営収支をみると、事業収益は147億6,313万円、事業費用は148億1,043万円で、差し引き4,730万円の純損失を計上した。この純損失が前年度からの繰越欠損金に加わり、翌年度への繰越欠損金は68億2,692万円に増加している。一方、医業収支は、医業収益が131億3,773万円、医業費用が141億3,312万円で、医業損失は前年度より8,138万円多い9億9,538万円となっている。

各種分析比率については、まず、経営活動の成果を表す比率をみると、総収益と総費用の対比を示す総収支比率は99.7%(前年度比較0.5ポイント減)経常的な収益と費用の対比を示す経常収支比率は100.3%(同0.6ポイント減)、医業収支比率は93.0%(同0.5ポイント減)と低下している。

次に、資金繰りを表す比率についてみると、200%以上が理想値とされる流動比率は383.1%(同24.5ポイント増)、100%以上が理想値とされる当座比率は381.1%(同24.6ポイント増)、20%以上が理想値とされる現金預金比率は162.6%(同6.7ポイント増)といずれも上昇している。

ウ む す び

当年度は、地域の中核病院として前年度に引き続き他の医療機関との連携を図りながら、救急医療、高度医療や感染症への対応を行うとともに、研修医や看護学生・救命救急士など医療技術職の実習受け入れなど医療スタッフの人材育成にも努め、また超音波診断装置など医療器械の整備を行い、高度化、多様化する市民の医療需要に応えるための努力をしていることが認められる。

経営状況については、平成8年度より平成13年度まで連続して黒字経営を続けてきていたが当年度は入院収益は増加したものの、診療報酬の引き下げや外来患者数の減少による収益の減などのため4,730万円の赤字決算となった。

財政状態については、内部留保金は総体で増加しており、流動比率など資金の短期流動性を示す各比率についても上昇しているものの、繰越欠損金が当年度の純損失分増えている。

今後、新病院の建設が本格的に進められていくことになるが、病院の経営は、診療報酬額の引下改定や患者数の減少など、ますます厳しいものとなってきており、更に一層の経費の見直し削減を図るなど、経営の健全化に努められたい。

また、医療事故に対してはマニュアルを策定

し、防止に努めているところであるが、地域の公立病院として今後とも安全で良質な患者本位の医療サービスの提供に努め、市民の信頼と期待に応えられるよう、引き続き努力を望むものである。

(2) 附属大山台診療所について

当年度の業務状況については、入院部門は一般病床19床で、外来部門は市民病院同様、週5日制でそれぞれ業務を行った。

年間利用患者数は入院患者5,258人、外来患者9,716人で、利用患者数の対前年度比較では、入院患者は69人の増、外来患者は881人の減となった。

また、1日平均利用状況は、入院患者14.4人、外来患者39.7人で、病床利用率は75.8%（前年度比較1.0ポイント増）であった。

経営状況については、医業収益が入院収益の減などにより1億383万円（前年度比較921万円減）であるのに対し、医業費用は1億9,004万円（同972万円減）であり、8,620万円（同51万円減）の医業損失を生じたが、一般会計繰入金を含めた事業収支全体では、差引きゼロであった。

以上のように、当年度は入院患者数が若干増えたものの外来患者数は大幅に減少し、医業収益も減少してきており、経営状況は依然として厳しいものとなっている。

今後とも、地域住民への医療サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、経営の改善に努められたい。

2 水道事業会計

当年度の業務状況については、給水人口が51万3,804人で、前年度に比べ552人（0.1%）給水戸数は19万3,043戸で前年度に比べ1,871戸（1.0%）とそれぞれ増加しており、普及率は99.7%であった。

建設改良事業については、前年度に引き続き（仮称）信濃川浄水場建設工事を進めるとともに、老朽管の取り替えや配水管幹線の整備等も積極的に行い、旧新潟市域の石綿管の取替えが完了している。

(1) 利用概況

年間総配水量は、7,559万2,860^mで前年度に比べ154万7,162^m（2.0%）減少している。

有収率は95.37%で0.05ポイント上昇している。また、施設利用率は57.5%で前年度に比べ1.2ポイント、最大稼働率は70.2%で2.7ポイント下降した。

(2) 経営状況

当年度の経営収支をみると、事業収益は119億4,937万円、事業費は96億4,421万円、23億515万円の純利益を計上し、これを減債積立金に1億1,525万円、建設改良積立金に21億8,989万円それぞれ処分を予定している。

各種分析比率については、まず、経営活動の成果を表す比率についてみると、総収益と総費用の対比を示す総収支比率は123.9%（前年度比較1.6ポイント増）経常的な収益と費用の対比を示す経営収支比率は123.6%（同1.2ポイント増）、営業収支比率は137.0%（同1.0ポイント増）でいずれも前年度に比べ上昇している。

次に、資金繰りを表す比率についてみると、200%以上が理想値とされる流動比率は178.1%（同28.1ポイント増）、となり、100%以上が理想値とされる当座比率は175.0%（同28.5ポイント増）、20%以上が理想値とされる現金預金比率は150.5%（同28.0ポイント増）といずれも前年度に比べ上昇している。流動比率が理想値より低いのは配水管の布設工事費や新浄水場建設の工事費など翌年度払いの未払金が多いためである。

また、料金収入に対していくらの企業債元利償還金があるかを示す企業債元利償還金対料金収入比率は22.9%（同0.9ポイント増）となっている。

(3) むすび

当年度は、（仮称）信濃川浄水場建設事業の配水池築造工事を完了させ、高度浄水処理施設の建設に着手するとともに、老朽管改良事業を推進して給水の安定化を図るなど積極的に事業を実施していることが認められた。

経営状況については、配水量が実質的に年々減少してきており、給水収益も前年度と比べて減となっているが、人件費の減少などにより営業利益が前年度と比べて増加したことや、ガス事業会計への固定資産売却益が4,892万円あったことなどから純利益は1億4,633万円の増となっている。

財政状態については、企業債の残高は増加してきているが、当年度の純利益が増えたことにより利益剰余金も増加している。また、流動資産である現金預金が増加するとともに、流動負債が減少したことから、流動比率などの比率は上昇しており、良好な水準にあるといえる。

配水量が黒埼町との合併の影響を除くと8年連続して減少してきている一方で、平成17年度まで（仮称）信濃川浄水場の建設事業が続くことなどから、経営の健全化には今後も一層留意して、経費の節減に努められ、より効果的な経営を行うとともに、引き続き災害に備えた対応や安全な水の供給と安定給水を確保されるよう望むものである。

3 ガス事業会計

当年度の業務状況については、供給戸数が8,868戸で、前年度に比べ168戸（1.9%）の増となっている。

建設改良事業については、安全で安定したガスの供

給の確保を図るためガス導管の新設工事や老朽管の更新工事を実施した。

当年度の販売量は、1,084万3,499^mで、前年度の販売量と比べて113万1,225^m（11.6%）増加している。

(1) 経営状況

当年度の経営収支をみると、事業収益は8億8,052万円、事業費用は8億2,738万円で5,313万円の純利益を計上している。

ガス販売量は事業譲渡に伴い3月検針日から3月末日までの販売量が加算されていることなどから大幅に増加し、製品売上（営業収益）は8億2,342万円で前年度に比べ8,484万円（11.5%）の増となっている。

各種分析比率については、まず、経営活動の成果を表す比率についてみると、総収益と総費用の対比を示す総収支比率は106.4%（前年度比較5.7ポイント増）、経常的な収益と費用の対比を示す経常収支比率は106.4%（同5.8ポイント増）、営業収支比率は111.0%（同7.5ポイント増）といずれも前年度に比べ上昇している。

次に、資金繰りを表す比率についてみると、200%以上が理想値とされる流動比率は387.9%、100%以上が理想値とされる当座比率は382.5%、20%以上が理想値とされる現金預金比率は152.5%となっており、いずれも高水準を保っている。

また、料金収入に対していくらの企業債元利償還金があるかを示す企業債元利償還金対料金収入比率は収入が増加したため8.1%（同1.4ポイント減）となっている。

(2) むすび

当年度は、前年度に引き続き原ガス購入単価の引き下げを行うなど経費の縮減に努めるとともに、老朽管の布設替など本支管の整備事業を積極的に進め、安全で健全な経営に努力したことが認められる。

ガス事業を民間企業に譲渡することに伴い、従来翌会計年度に計上されていた3月検針日以降のガス料金が当年度の収支に加えられるなど通常の会計年度にない要素があったこともあり、純利益は前年度と比べて4,772万円多い5,313万円の黒字決算となっている。

なお、新潟市ガス事業は、当年度末をもって廃止され、建物や導管等の固定資産や未収ガス料金などの資産は平成15年4月1日に事業を継承する民間企業に譲渡されているが、現金預金等譲渡対象外の資産や企業債の残金についてはガス事業清算事業特別会計に引き継がれている。

新潟市告示第316号

予算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により平成15年度新潟市一般会計及び特別会計の各補正予算の要領を次のとおり告示します。

平成15年10月1日

新潟市長 篠田 昭

平成15年度新潟市一般会計補正予算（第2号）

平成15年度新潟市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,766,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		80,268,407	176,832	80,445,239
	1 市 民 税	31,057,798	176,832	31,234,630
歳 入	合 計	191,589,644	176,832	191,766,476

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		19,629,682	160,000	19,789,682
	1 総 務 管 理 費	16,588,210	160,000	16,748,210
3 民 生 費		45,318,466	6,000	45,324,466
	2 児 童 福 祉 費	13,242,426	6,000	13,248,426
6 農 林 水 産 業 費		3,158,859	7,955	3,166,814
	2 農 地 費	1,451,049	7,955	1,459,004
7 商 工 費		13,550,033	2,877	13,552,910
	1 商 業 費	11,258,047	2,877	11,260,924
歳 出	合 計	191,589,644	176,832	191,766,476

平成15年度新潟市下水道事業会計補正予算（第2号）

平成15年度新潟市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,038,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		384,402	66,155	450,557
	1 県 補 助 金	384,402	66,155	450,557
5 繰 入 金		13,786,160	7,955	13,794,115
	1 他 会 計 繰 入 金	13,786,160	7,955	13,794,115
8 市 債		18,101,800	75,700	18,177,500
	1 市 債	18,101,800	75,700	18,177,500
歳 入 合 計		46,889,023	149,810	47,038,833

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 農業集落排水事業費		728,571	149,810	878,381
	2 事 業 費	712,080	149,810	861,890
歳 出 合 計		46,889,023	149,810	47,038,833

第2表 繰越明許費

（単位 千円）

款	項	事 業 名	金 額
2 農業集落排水事業費	2 事 業 費	農業集落排水整備事業	110,000

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水建設費	345,900	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	421,600	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

平成15年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)

平成15年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,932,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,272,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		123,263	966,849	1,090,112
	1 国庫補助金	123,263	966,849	1,090,112
3 県支出金		91,901	162,874	254,775
	1 県補助金	91,901	162,874	254,775
5 繰入金		358,786	2,877	361,663
	1 他会計繰入金	358,786	2,877	361,663
8 市債		479,600	1,799,400	2,279,000
	1 市債	479,600	1,799,400	2,279,000
歳入合計		1,340,928	2,932,000	4,272,928

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		858,466	2,932,000	3,790,466
	2 市場建設費	616,534	2,932,000	3,548,534
歳出合計		1,340,928	2,932,000	4,272,928

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場建設事業費	224,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	2,023,700	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

新潟市告示第317号

身元不明人の死亡について(告示)

下記の者は、平成15年8月28日午前8時45分頃新潟市竜が島1丁目地内「末広橋」通船川下流水面に浮遊している死体が発見されました。

身元が不明のため、平成15年9月1日火葬に付しました。

心当たりの方は、当市厚生福祉課に申し出てください。

平成15年10月3日

新潟市長 篠田 昭
記

- 1 氏名及び住所 不詳
- 2 体格及び身長 身長152cm, 体重51kg, 中肉
- 3 年齢及び性別 女性, 推定年齢60~70歳位
- 4 死 因 溺死
- 5 遺留物品 黒色半袖サマーセーター, 黒色長袖ハイネックシャツ, スラックス, 黒色靴下, 黒色デッキシューズ

6 死亡年月日 平成15年8月27日頃(推定)

7 死亡場所 新潟市竜が島1丁目通船川
(死体発見場所)

8 埋(火)葬地 新潟市

新潟市告示第318号

身元不明人の死亡について(告示)

下記の者は、平成15年8月30日午後2時50分頃新潟市笹口3丁目15番地9瀬野ビル2階にて全身ミイラ化した男性の死体が発見されました。

身元が不明のため、平成15年9月2日火葬に付しました。

心当たりの方は、当市厚生福祉課に申し出てください。

平成15年10月3日

新潟市長 篠田 昭
記

- 1 氏名及び住所 不詳
- 2 体格及び身長 身長165cm
全身ミイラ化した状態で発見

- 3 年齢及び性別 男性，年齢不詳
- 4 死 因 不詳
- 5 遺 留 物 品 茶色革製手提げバッグ，紺色サイフ，黒色小銭入れ，腕時計（銀色，CYARISMA 製），上衣白長袖シャツ，灰色タートル長袖セーター，青色ジーンズ，紺色タイツ，紺色ブリーフ，黒色靴下
- 6 死亡年月日 平成15年3月～5月頃
- 7 死亡場所 新潟市笹口3丁目15番地9
瀬野ビル2階，空き事務所内
- 8 埋（火）葬地 新潟市

新潟市告示第319号

住居表示を実施する区域及び期日等について
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき，住居表示を実施する区域及び期日等を次のとおり定めたので，同法第3条第3項の規定により告示する。

平成15年10月6日

新潟市長 篠田 昭

1 住居表示を実施する区域

新 町 名	実 施 前 の 町 名
大形本町5丁目	大形本町の一部，石動の一部
大形本町6丁目	大形本町の一部

- 2 住居表示を実施する期日 平成15年11月17日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号 別添

新潟市告示第320号

放置自転車等の撤去，保管について
新潟市自転車等駐車場条例第12条第1項の規定により，放置自転車等を下記のとおり撤去し保管したので，同条例第12条第2項の規定により告示する。

平成15年10月7日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放 置 場 所 白山駅前，小針駅前第2自転車等駐車場
- 2 撤 去 台 数 自転車 182台
- 3 撤 去 年 月 日 平成15年9月17日
- 4 保 管 返 還 場 所 西土木事務所
- 5 保 管 期 間 平成15年10月8日から
平成16年4月7日まで
- 6 返 還 日 及 び 時 間 平成15年11月19日から11月20日の
2日間
午前9時00分から午前12時00分
午後1時00分から午後5時00分

- 7 返還に必要なもの
 - (1) 運転免許証，健康保険証その他身分を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者であることを証明できるもの
 - (3) 印鑑
 - (4) 撤去保管に要する費用
自転車 1,000円

なお，この告示にかかる自転車等で，上記保管期間経過後においても利用者等の引き取りがないものは，新潟市自転車等駐車場条例第12条第3項の規定に基づき，本市において処分する。

新潟市告示第321号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第322号

放置自転車等の撤去，保管について
新潟市自転車等放置防止条例第9条第2項の規定により，放置自転車等を下記のとおり撤去し，保管したので同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成15年10月10日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放 置 場 所 新潟駅万代口周辺
- 2 撤 去 台 数 自転車 161台
- 3 撤 去 年 月 日 平成15年9月1日から
平成15年9月30日まで
- 4 保 管 返 還 場 所 自転車等保管所
（新潟市花園2丁目54番地先）
- 5 保 管 期 間 平成15年10月11日から
平成16年4月10日まで
- 6 返 還 日 及 び 時 間 月曜日から金曜日（ただし，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。）
午前9時から午後5時まで

- 7 返還に必要なもの
 - (1) 運転免許証，健康保険証その他身分を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者等であることを証明できるもの
 - (3) 印鑑
 - (4) 撤去保管に要する費用
自転車 1,000円 原付自転車 1,500円
- なお，この告示にかかる自転車等で，上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは，新潟市自

転車等放置防止条例第11条第2項の規定に基づき、本市において処分する。

新潟市告示第323号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第324号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第325号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年10月15日

新潟市長 篠田 昭

- 1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所
新潟市役所
産業経済局 農林水産部 農業振興課
(新潟市学校町通1番町602番地1)

新潟市告示第326号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第327号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第328号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第329号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第330号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第331号

地縁による団体の認可に係る告示

地方自治法第260条の2第1項の規定により地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に

基づき告示する。

平成15年10月27日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名称 丸瀧新田自治会
- 2 規約に定める目的 地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。
- 3 区域 新潟市丸瀧新田の全域
- 4 事務所 新潟市丸瀧新田626番地4
- 5 代表者の氏名及び住所 (省略)
(省略)
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 なし
裁判所による代表者の職務代行の選任の有無 なし
- 7 代理人の有無 なし
- 8 規約に定める解散の事由
地方自治法第260条の2第15項で準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項に規定する事由。
(総会の議決に基づく場合は、総会員の4分の3以上の承諾が必要)
- 9 認可年月日 平成15年10月22日

新潟市告示第332号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成15年10月29日

新潟市長 篠田 昭

- 1 職権消除日
平成15年10月23日
- 2 職権消除対象者の住所・氏名
別紙のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名
1	新潟市医学町通2番町74番地1	遠藤かつ子
2	新潟市西堀通7番町1551番地2	木村 浩
3	新潟市西堀通7番町1551番地2	木村 勝江
4	新潟市西堀通7番町1551番地2	木村 紀浩
5	新潟市西湊町通1ノ町2672番地	鶴木 英夫
6	新潟市花町1983番地17	大森 保雄
7	新潟市白山浦1丁目266番地6	坂上イチ子
8	新潟市東堀前通10番町1792番地2	森 稔
9	新潟市東堀通10番町1738番地	島田 潮
10	新潟市東堀通11番町1754番地	鈴木奈々枝

11	新潟市古町通7番町943番地	渡部 詩織	50	新潟市はなみずき2丁目4番6号	南波 友明
12	新潟市古町通10番町1674番地1	吉直さやか	51	新潟市牡丹山5丁目25番24号	吉原 清松
13	新潟市本町通11番町1820番地	金森 由香	52	新潟市牡丹山5丁目16番15号	渡邊佳津広
14	新潟市本町通11番町1820番地	多賀 翔一	53	新潟市紫竹5丁目10番7号	藤田 康一
15	新潟市五十嵐1の町6368番地145	佐藤 一誠	54	新潟市姥ヶ山1丁目4番11号	佐藤 進
16	新潟市五十嵐3の町東16番7号	佐々木定雄	55	新潟市姥ヶ山2丁目10番22号	大塚 勉
17	新潟市みずぎ野6丁目8番1号	富田 恵子	56	新潟市中野山5丁目14番1号	伊藤 修
18	新潟市笹口1丁目22番地12	藤巻 伸二	57	新潟市海老ヶ瀬新町4番19号	佐藤 千賀
19	新潟市天神2丁目137番地123	徳田 雅人	58	新潟市海老ヶ瀬新町4番19号	佐藤 光平
20	新潟市大夫浜939番地	竜田 秀男	59	新潟市海老ヶ瀬新町4番19号	佐藤 利文
1	新潟市松浜東町2丁目7番6号	猪羽 安昭	60	新潟市金巻1149番地1	笹川 英次
22	新潟市松浜5丁目10番地1	北嶋 光秀	61	新潟市金巻864番地	大熊 光夫
23	新潟市青山1丁目7番1-523号	山口 綾	62	新潟市善久858番地	渡邊 義春
24	新潟市青山5丁目8番32号	中澤 正輝	63	新潟市鳥原3668番地1	岡本 玉輝
25	新潟市小針2丁目28番18号	五十嵐 徹	64	新潟市ときめき西1丁目26番地3	大西 弘幸
26	新潟市坂井730番地4	高木 涉	65	新潟市川岸町3丁目17番地28	三橋 利男
27	新潟市寺尾東2丁目1番17号	久保 智弘	66	新潟市川岸町3丁目17番地28	坂本 京介
28	新潟市真砂1丁目6番19号	石川 昭史	67	新潟市川岸町3丁目17番地28	小林 孝一
29	新潟市真砂3丁目21番1号	富永 省三	68	新潟市関屋恵町12番5号	西村 英男
30	新潟市窪田町3丁目171番地	松澤 明夫	69	新潟市明石1丁目6番35号	渡邊 政行
31	新潟市天野2丁目12番34号	鈴木 康裕	70	新潟市沼垂東2丁目11番12号	柄澤 一
32	新潟市青山2丁目15番12号	中川 淳宏	71	新潟市花園1丁目1番10号	青木 實
33	新潟市小針2丁目23番7号	鹿倉 大幸	72	新潟市東大通2丁目2番9号	佐藤 哲也
34	新潟市天野1丁目2番8号	山崎 洋	73	新潟市南万代町6番14号	牧野 一重
35	新潟市太右工門新田205番地15	松澤 敏	74	新潟市小金台2番13号	上松 正雄
36	新潟市古町通8番町1438番地	中川 和則	75	新潟市太平1丁目12番地6	森 一行
37	新潟市青山6丁目8番7号	平野 積造	76	新潟市太平2丁目2番地4	結城 勝
38	新潟市中野山6丁目25番16号	近藤 健介	77	新潟市東新町1番11号	川上 正光
39	新潟市長潟781番地3	井上 智朗	78	新潟市浜谷町2丁目3番52号	五十嵐 満
40	新潟市東中島4丁目5番4号	佐藤 和義	79	新潟市浜谷町2丁目3番52号	五十嵐ナミ子
41	新潟市弁天橋通1丁目16番4号	星山 聡	80	新潟市藤見町2丁目13番28号	真田 好正
42	新潟市逢谷内1丁目14番6号	伊藤 一也	81	新潟市藤見町2丁目13番28号	真田 輝茂
43	新潟市上木戸2丁目13番10号	渡邊 秀彦			
44	新潟市上木戸5丁目15番1号	原田裕美子			
45	新潟市下木戸2丁目1番2号	小松原正信			
46	新潟市中山3丁目3番5号	伊藤 優次			
47	新潟市中山3丁目3番2号	木津 茂			
48	新潟市中山5丁目3番1号	久津美 聡			
49	新潟市はなみずき1丁目15番38号	野澤 憲二			

新潟市告示第333号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等駐車場条例第12条第1項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し保管したので、同条例第12条第2項の規定により告示する。

平成15年10月30日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放置場所 新潟大学前駅前第1, 新潟大学前駅前第3自転車等駐車場
- 2 撤去台数 自転車 134台
- 3 撤去年月日 平成15年10月15日
- 4 保管返還場所 西土木事務所
- 5 保管期間 平成15年10月31日から
平成16年4月30日まで
- 6 返還日及び時間 平成15年12月19日から12月20日の
2日間
午前9時00分から午前12時00分
午後1時00分から午後5時00分
- 7 返還に必要なもの
- (1) 運転免許証, 健康保険証その他身分を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者であることを証明できるもの
 - (3) 印鑑
 - (4) 撤去保管に要する費用

自転車 1,000円

なお, この告示にかかる自転車等で, 上記保管期間経過後においても利用者等の引き取りがないものは, 新潟市自転車等駐車場条例第12条第3項の規定に基づき, 本市において処分する。

新潟市告示第334号

指定居宅支援事業者の指定について

知的障害者福祉法第15条の5第1項(昭和35年法律第37号)の規定により指定居宅事業者を指定したので, 同法第15条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成15年10月30日

新潟市長 篠田 昭

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指 定 年月日
社会福祉法人 新潟市中央福祉会	カルテット天神	新潟市天神137-130	知的障害者 地域生活援助	平成15年 10月1日

新潟市告示第335号

指定居宅支援事業者の指定について

知的障害者福祉法第15条の5第1項(昭和35年法律第37号)の規定により指定居宅事業者を指定したので, 同法第15条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成15年10月30日

新潟市長 篠田 昭

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指 定 年月日
社会福祉法人 新潟市中央福祉会	ハミングベア 天神	新潟市天神137-81	知的障害者 地域生活援助	平成15年 10月1日

新潟市告示第336号

指定施設支援施設の指定について

身体障害者福祉法第17条の10第1項(昭和24年法律第283号)の規定により指定身体障害者療護施設を指定したので, 同法第17条の31の規定により下記のとおり告示する。

平成15年10月30日

新潟市長 篠田 昭

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指 定 年月日
社会福祉法人 愛宕福祉会	松潟の園	新潟市松潟1482番地1	身体障害者療 護施設	平成15年 10月1日

新潟市告示第337号

指定居宅支援事業者の指定について

身体障害者福祉法第17条の4第1項(昭和24年法律第283号)の規定により指定居宅事業者を指定したので, 同法第17条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成15年10月30日

新潟市長 篠田 昭

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指 定 年月日
社会福祉法人 愛宕福祉会	ショートステイ 松潟の園	新潟市松潟1482番地1	短期入所	平成15年 10月1日

新潟市告示第338号

指定居宅支援事業者の指定について

身体障害者福祉法第17条の4第1項(昭和24年法律第283号)の規定により指定居宅事業者を指定したので, 同法第17条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成15年10月30日

新潟市長 篠田 昭

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指 定 年月日
社会福祉法人 愛宕福祉会	デイサービスセ ンター松潟の園	新潟市松潟1482番地1	デイサービス	平成15年 10月1日

新潟市告示第339号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2の規定による医療機関の辞退の申し出を受理した。

平成15年10月30日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	担当すべき 医療の種類	辞退年月日 告示年月日	告示事項
ドラッグマックス 白山駅前店	新潟市白山浦2丁目645番56号	薬 局	H15.9.1 H15.10.30	辞 退

新潟市告示第340号

生活保護法による介護機関の指定申請について
(告示)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を指定し、次のとおり告示する。

平成15年10月31日

新潟市長 篠田 昭

事業所の名称	所在地	指定した居宅サービスの種類	指定年月日
㈱ツクイ 姥ヶ山グループホーム ふれあいの家	新潟市姥ヶ山6丁目2番32号	痴呆対応型共同生活介護	平成15年8月1日
黒崎デイサービスセンターふれあい	新潟市立仏62番地1	居宅療養管理指導	平成15年6月1日
社会福祉法人とんぼ倶楽部 老人デイサービスセンター赤とんぼ	新潟市堀之内2番地	通所介護	平成15年5月1日
はあとふる あたご訪問看護ステーション	新潟市新島町通3ノ町2284番地	訪問介護	平成15年10月1日
はあとふる あたご訪問看護ステーション	新潟市新島町通3ノ町2284番地	訪問看護	平成15年10月1日
はあとふる あたご	新潟市新島町通3ノ町2284番地	福祉用具貸与	平成15年10月1日
はあとふる あたご	新潟市新島町通3ノ町2284番地	居宅介護支援	平成15年10月1日
はあとふる あたごデイサービスセンター 柳都大橋	新潟市新島町通3ノ町2284番地	通所リハビリテーション	平成15年10月1日

新潟市告示第341号

生活保護法による介護機関の廃止届について
(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、指定介護機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成15年10月31日

新潟市長 篠田 昭

事業所の名称	所在地	指定した居宅サービスの種類	指定年月日
はあとふる あたご	新潟市新島町通3ノ町2284番地	福祉用具貸与	平成15年9月30日
はあとふる あたご	新潟市新島町通3ノ町2284番地	訪問介護	平成15年9月30日
はあとふる あたご	新潟市新島町通3ノ町2284番地	居宅介護支援	平成15年9月30日
はあとふる あたご	新潟市新島町通3ノ町2284番地	訪問介護	平成15年9月30日

はあとふる あたご デイサービスセンター 柳都大橋	新潟市新島町通3 ノ町2284番地	通所介護	平成15年 9月30日
---------------------------------	----------------------	------	----------------

新潟市告示第342号

生活保護法による介護機関の変更について(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、介護機関等から変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成15年10月31日

新潟市長 篠田 昭

- 1 指定介護機関の名所、所在地、提供サービス
山ノ下訪問看護ステーション

新潟市古川町3番7号
訪問看護・居宅介護支援

- 2 変更事項

旧 山ノ下訪問看護ステーション

新潟市古川町3番7号

新 すずらん訪問看護ステーション

新潟市河渡甲140番地

- 3 変更年月日

平成14年4月23日

新潟市告示第343号

生活保護法による医療機関の指定申請について
(告示)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(第55条において準用する同法第49条)の規定により、指定医療機関等を指定し次のとおり告示する。

平成15年10月31日

新潟市長 篠田 昭

名称	所在地	指定年月日
医療法人 とくなが女性クリニック	新潟市長潟837-1	平成15年10月1日
おおはし歯科医院	新潟市寺尾西2丁目2-36	平成15年8月7日
山ニツ調剤薬局	新潟市山ニツ4丁目19番28号	平成15年9月16日
せきしん調剤薬局	新潟市関新1丁目2番24号	平成15年10月1日
はやつ医院	新潟市山ニツ1385番地	平成15年10月10日
たきい耳鼻科クリニック	新潟市関新1丁目8番24号	平成15年10月16日

新潟市告示第344号

生活保護法による医療機関の廃止届について
(告示)

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定医療機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成15年10月31日

新潟市長 篠田 昭

名称	所在地	指定年月日
シネモール眼科	新潟市万代1丁目3番1号	平成15年8月31日
ドラッグマックス白山駅前店	新潟市白山浦2丁目645番56号	平成15年9月1日
とくなが女性クリニック	新潟市長潟837-1	平成15年9月30日
おおはし歯科医院 仮診療所	新潟市寺尾上4丁目2-13	平成15年8月7日

新潟市告示第345号

生活保護法による医療機関の変更について（告示）

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、医療機関等から変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成15年10月31日

新潟市長 篠田 昭

- 指定医療機関の名称及び所在地
新潟大学歯学部附属病院
新潟市旭町通1番町754番地
 - 変更事項
旧 新潟大学歯学部附属病院
新潟市学校町通2番町5274番地
新 新潟大学医歯学総合病院
新潟市旭町通1番町754番地
 - 変更年月日
平成15年10月1日
-
- 指定医療機関の名称及び所在地
新潟大学歯学部附属病院
新潟市旭町通1番町754番地
 - 変更事項
旧 新潟大学歯学部附属病院
新 新潟大学医歯学総合病院
新潟市旭町通1番町754番地
 - 変更年月日
平成15年10月1日

教育委員会規則

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月20日

新潟市教育委員会

委員長 小池 泰子

新潟市教育委員会規則第9号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（昭和37年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条学校教育部保健給食課保健係の項第2号中「日本体育・学校健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月20日

新潟市教育委員会

委員長 小池 泰子

新潟市教育委員会規則第10号

新潟市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会傍聴人規則（昭和35年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、報道関係者等で新潟市教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認める者については、傍聴券を交付しないで傍聴を許可することができる。

2 傍聴希望者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

第5条第1号中「静しゆく」を「静粛」に改め、同条第2号中「外套等」を「外とう等」に改め、次のただし書を加える。

ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

第5条第3号中「静しゆく」を「静粛」に改め、同条

第4号を次のように改める。

(4) 会議中の発言に対して拍手その他の方法により、批評を加え、又は可否を表しないこと。

第5条の次に次の1号を加える。

(6) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

第8条の次に次の1条を加える。

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

新潟市選挙管理委員会告示第51号

検察審査員候補者の予定者選定のくじについて

検察審査員候補者の予定者を選定するくじを次により行う。

平成15年10月7日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 日 時 平成15年10月10日(水)午後1時
- 2 場 所 新潟市選挙管理委員会室
- 3 くじの方法 検察審査員候補者選定規程(平成元年新潟市選挙管理委員会訓令第3号)に定めるところによる。

根拠法令 検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第52号

在外選挙人名簿からの抹消について

国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4か月を経過した者を、在外選挙人名簿から抹消した。

平成15年10月14日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 抹消した者の数 4人
(男 2人 女 2人)

根拠法令 公職選挙法第30条の11

新潟市選挙管理委員会告示第53号

選挙人名簿登録の移替え延期について

平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、選挙人名簿登録の移替えは、次の期間の翌日後に延期する。

平成15年10月10日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

登録の移替えを行わない期間

平成15年10月17日から平成15年11月9日まで

根拠法令 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条第2号

新潟市選挙管理委員会告示第54号

新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について

平成15年9月1日現在で調製した新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿について、次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月14日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 縦覧期間 平成15年10月20日から
平成15年11月3日まで
 - 2 縦覧場所 新潟市役所本館1階警備室
- 根拠法令 漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第55号

選挙人名簿の縦覧について

平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月24日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 縦覧期間 平成15年10月28日から
平成15年10月29日まで
 - 2 縦覧場所 新潟市選挙管理委員会事務局
- 根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第56号

在外選挙人名簿の縦覧について

平成15年10月27日までに在外選挙人名簿に登録した者

の氏名，經由領事官の名称，最終住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月24日

新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂

- 1 縦覧期間 平成15年10月28日から
平成15年10月29日まで
- 2 縦覧場所 新潟市選挙管理委員会事務局
根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条
の7第1項

新潟市選挙管理委員会告示第57号

ポスター掲示場の設置場所について

平成15年11月9日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における，ポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

平成15年10月27日

新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂

ポスター掲示場の設置場所

別紙のとおり 別紙省略

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条
の2第1項

新潟市選挙管理委員会告示第58号

不在者投票事務を取り扱う場所について

平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

平成15年10月27日

新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂

不在者投票事務を取り扱う場所

- 新潟市役所第1分館
- 新潟市黒埼支所
- 新潟市東地区事務所
- 新潟市中地区事務所
- 新潟市西地区事務所
- 新潟市北地区事務所
- 新潟市南地区事務所
- 新潟市坂井輪地区事務所
- 新潟市石山地区事務所

新潟市選挙管理委員会告示第59号

投票所の設置について

平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所をそれぞれ次の場所に設ける。

平成15年10月27日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

各投票区の投票所を設ける場所 別紙のとおり
根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条
(別紙) 投票所名及び所在地一覧表

投票区	投票所名	所在地
1	新潟小学校	東大畑通1 - 679
2	有明台小学校	有明台4 - 1
3	浜浦小学校	浜浦町1 - 1
4	関屋小学校	関屋下川原町2 - 664
5	鏡淵小学校	白山浦1 - 207 - 3
6	寄居中学校	営所通2 - 592 - 12
7	五十嵐中学校	上新栄町5 - 3 - 1
8	二葉中学校	二葉町2 - 5932
9	中央公民館	西堀通6 - 873 - 1
10	関屋地区公民館	関屋昭和町3 - 148 - 1
11	白山小学校	川端町1 - 1
12	礎保育園	礎町通6 - 2246
13	豊照小学校	見方町2518
14	湊小学校	古町通13 - 2900
15	栄小学校	栄町3 - 5930 - 2
16	入舟小学校	稻荷町3511
17	北部総合コミュニティセンター	附船町1 - 4385
18	宮浦中学校	万代5 - 6 - 1
19	万代長嶺小学校	東万代町9 - 2
20	南中野山小学校	中野山863 - 1
21	長嶺保育園	明石2 - 1 - 51
22	沼垂小学校	鏡が岡5 - 5
23	大山保育園	大山2 - 13 - 1
24	山の下小学校	山の下町8 - 55
25	山の下中学校	秋葉通2 - 3722 - 1
26	石山中学校	東明6 - 2
27	木戸小学校	中山4 - 1 - 1
28	愛泉幼稚園	上所中2 - 11 - 10
29	笹口小学校	笹口2 - 47
30	上山小学校	女池281 - 1
31	大形小学校	大形本町2 - 6 - 1

32	松崎自治会館	松崎1345	69	上所小学校	近江3-2-1
33	松浜小学校	松浜3-19-1	70	山潟小学校	弁天橋通3-3-1
34	下山小学校	太平2-18	71	紫竹集会所	紫竹6-24-33
35	南浜小学校	島見町2078	72	牡丹山小学校	牡丹山6-15-1
36	太夫浜集落開発センタ-	太夫浜1964-1	73	坂井輪小学校	坂井東1-2-1
37	太郎代自治会館	太郎代120	74	青山小学校	西有明町4-1
38	濁川小学校	濁川284	75	真砂小学校	真砂3-24-1
39	三軒屋福祉事業会館	三軒屋町19-16	76	曾野木保育園	曾野木1-4-7
40	新通小学校	坂井東6-18-1	77	内野中学校	内野西1-10-1
41	小針小学校	小針2-36-1	78	石山保育園	石山団地18-1
42	大江山農村環境改善センタ-	細山401	79	津島屋会館	津島屋3-73-2
43	丸山小学校	丸山300	80	小針中学校	小針1-37-1
44	大淵小学校	大淵1815-子	81	芳原保育園	沼垂東5-6-8
45	曾野木連絡所	天野2-7-2	82	県立新潟テクノスクール	鏡西1-11-1
46	丸潟公民館	丸潟新田385-2	83	恵光学園第一幼稚園	天神尾1-4-1
47	両川連絡所	酒屋町821-8	84	東青山小学校	青山261-1
48	割野小学校	割野2866	85	桜が丘小学校	姥ヶ山6-1-21
49	和田公民館	和田1482	86	東中野山小学校	猿ヶ馬場9
50	内野小学校	内野山手2-18-36	87	木戸中学校	上木戸5-1-1
51	西コミュニティセンタ-	内野上新町11810	88	坂井東小学校	坂井東5-17-1
52	五十嵐小学校	寺尾西4-23-1	89	青山コミュニティハウス	青山6-16-20
53	坂井輪中学校	寺尾上3-1-36	90	紫竹山小学校	紫竹山1-12-1
54	赤塚小学校	赤塚4478	91	西地区公民館	内野町603
55	木山小学校	谷内1886	92	中地区コミュニティセンタ-	松和町15-8
56	中権寺第二公民館	中権寺2591	93	新潟国際情報大学	みずぎ野3-1-1
57	中野小屋連絡所	中野小屋590-4	94	上五十嵐保育園	五十嵐2の町8404
58	保古野木保育園	保古野木900	95	小新中学校	小新西3-18-1
59	笠木小学校	笠木1695	A0	黒鳥小学校	黒鳥984
60	藤見中学校	小金町3-5-1	A1	黒崎農村環境改善センター	金巻746-3
61	臨空船江会館	船江町2-11-3	A2	興野保育園	金巻858-1
62	坂井輪コミュニティセンタ-	小針西1-12-12	A3	大野小学校	大野町3104乙
63	東山の下小学校	藤見町1-23-57	A4	善久保育園	善久908
64	南万代小学校	幸西4-1-1	A5	立仏保育園	立仏1094
65	中野山小学校	中野山1-1-1	A6	山田小学校	山田2781-2
66	東新潟中学校	山木戸1-2-1	A7	黒崎北部公民館	ときめき西4-1-1
67	女池小学校	女池6-4-1	A8	板井保育園	板井2626-1
68	鳥屋野小学校	鳥屋野3-2-1	A9	木場小学校	木場2301-1

新潟市選挙管理委員会告示第61号

投票の順序について

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙，衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の各投票所における投票の順序を次のとおり定める。

平成15年10月28日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙
- 2 衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

新潟市選挙管理委員会告示第62号

氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における，投票記載所及び不在者投票記載所における氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成15年10月28日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 場 所 新潟市選挙管理委員会室
 - 2 日 時 平成15年10月28日 午後5時30分
- 根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項

新潟市選挙管理委員会告示第63号

開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙，衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成15年10月28日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 場 所 新潟市選挙管理委員会室
 - 2 日 時 平成15年11月6日 午後5時30分
- 根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項

新潟市選挙管理委員会告示第64号

開票の場所及び日時について

平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における新潟市開票区の開票の場所

及び日時を次のとおり定める。

平成15年10月28日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 場 所 新潟市鳥屋野総合体育館
 - 2 日 時 平成15年11月9日 午後9時30分
- 根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第63条

新潟市選挙管理委員会告示第65号

開票管理者及び同職務代理者の選任について

平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における新潟市開票区の開票管理者及び同職務代理者について，次の者を選任する。

平成15年10月28日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票管理者及び同職務代理者

開票管理者		左の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
新潟市寺尾上1丁目3番25号	石田 瑞穂	新潟市沼垂東4丁目7番8号	相澤 修司

- 2 衆議院比例代表選出議員選挙の開票管理者及び同職務代理者

開票管理者		左の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
新潟市上新栄町4丁目7番5号	齋藤 良子	新潟市秋葉1丁目3番16号	小武 彰

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び同法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第66号

選挙時登録に係る選挙人名簿からの抹消について

新潟市の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過した者を，公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した。

平成15年10月28日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 抹消した者の数 2,010人
(男 1,075人 女 935人)

根拠法令 公職選挙法第28条

新潟市選挙管理委員会告示第67号

直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成15年10月28日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 8,395
 - 2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 69,955
 - 3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数
（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 136,621
- （有権者総数 419,726）

新潟市選挙管理委員会告示第68号

投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務代理者について、次の者を選任する。

平成15年10月28日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令第24条第1項

監査委員訓令

新潟市監査事務運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月1日

新潟市代表監査委員 熊田 光男

新潟市監査委員訓令第1号

新潟市監査事務運営規程（昭和61年新潟市監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「委託し」を「行わせ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設の監査については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正法による改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

農業委員会公示

新潟市農業委員会公示第19号

10月農地部会特別委員会の招集について

新潟市農業委員会10月農地部会特別委員会を下記のとおり招集する。

平成15年10月17日

新潟市農業委員会

農地部会長 近藤 武正

- 1 日時 平成15年10月24日（金）午後2時30分から
- 2 場所 新潟市西地区事務所 2階 農業委員会西地区駐在室
- 3 会議に付すべき案件
議案第65号 買受適格証明願の処分決定について

新潟市農業委員会公示第20号

10月定例農地部会の招集について

新潟市農業委員会10月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成15年10月24日

新潟市農業委員会

農地部会長 近藤 武正

- 1 日時 平成15年10月31日（金）午後2時から
- 2 場所 新潟市役所 第2分館 401会議室

3 会議に付すべき案件

- 議案第66号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第67号 農地法第3条許可申請に関する処分決定について
- 議案第68号 農地法第4条許可申請に関する意見決定について
- 議案第69号 農地法第5条許可申請に関する意見決定について
- 議案第70号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
- 議案第71号 買受適格証明願に関する意見決定について

水道局管理規程

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月10日

新潟市水道事業管理者
局長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第11号

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程
新潟市水道事業会計規程（昭和52年新潟市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「又は公金徴収事務等受託者」を削り、第2項中「前項」を「前2項」に改め、「現金取扱員」の次に「及び公金徴収事務等受託者」を加え、第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 公金徴収事務等受託者は、現金を収納した場合は、管理者が指定した日までに企業出納員に引継ぎ、又は管理者が指定する取扱金融機関に払い込まなければならない。この場合において、当該現金の内訳を示す書類を管理者が指定した日までに企業出納員に提出しなければならない。

第27条中「公金徴収事務等受託者」の次に「（管理者が証券の受領を認めた者に限る。）」を加える。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

新潟市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月10日

新潟市水道事業管理者

局長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第12号

新潟市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

新潟市水道局徴収事務委託規程（昭和48年新潟市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「身分証明証」を「当該身分証明証若しくは取扱者印の双方又は一方」に改め、第2項中「受託者」を「前項本文の規定により証票等を交付された受託者（以下「交付受託者」という。）」に改め、「前項の」を削り、第3項及び第4項中「受託者」を「交付受託者」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項ただし書の規定により取扱者印の交付を省略された受託者は、当該取扱者印に準じた印鑑を、あらかじめ管理者に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

第12条を次のように改める。

（公金の取扱い）

第12条 収納事務の受託者は、公金の取扱いには細心の注意を払い、収納した公金は管理者が指定した日までに新潟市水道局企業出納員（以下「企業出納員」という。）に引継ぎ、又は管理者が指定する新潟市水道局出納取扱金融機関若しくは新潟市水道局収納取扱金融機関に払い込まなければならない。この場合において、当該公金の内訳を示す書類を管理者が指定した日までに企業出納員に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

新潟市水道局請負工事等指名委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月24日

新潟市水道事業管理者
局長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第13号

新潟市水道局請負工事等指名委員会規程の一部を改正する規程

新潟市水道局請負工事等指名委員会規程（昭和42年新潟市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「700万円」を「1,000万円」に改める。

附 則

この規程は、平成15年10月24日から施行する。

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月24日

新潟市水道事業管理者

局長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第14号

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程

新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第46条」に、「第48条」を「第47条」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（予定価格の入札執行前の公表）

第11条の2 管理者は、入札を適正に行うため特に必要があると認めるときは、入札を執行する前に予定価格を公表することができる。この場合において、第13条（第25条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

2 予定価格の入札執行前の公表について必要な事項は別に定める。

第45条を削り、第46条を第45条とし、第47条を第46条とし、第48条を第47条とする。

附 則

この規程は、平成15年10月24日から施行する。

新潟市水道局契約規程の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月24日

新潟市水道事業管理者

局長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第15号

新潟市水道局契約規程の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市水道局契約規程の規定による帳票規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号の2工事請負契約約款第45条の次に次の1条を加える。

（談合その他不正行為による解除）

第45条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかつたと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。

- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があつたとして行つた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

別記様式第6号の2工事請負契約約款第48条の次に次の1条を加える。

（賠償額の予定）

第48条の2 乙は、第45条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第45条の2第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合

- (2) 第45条の2第1項第4号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

附 則

この規程は、平成15年10月24日から施行する。

水道局告示

新潟市水道局告示第21号

コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料等の収納事務を平成15年11月1日から平成16年3月31日までの間、次のとおり委託したので同法施行令第26条の4第1項の規定により告示します。

平成15年10月10日

新潟市水道事業管理者
局長 長谷川 守

委託事務の内容	収納事務受託者	
	住所	氏名
コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務	名古屋市中区錦3丁目20番27号	株式会社 セントラルファイナンス

新潟市水道局告示第22号

新潟市水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について(昭和51年新潟市水道局告示第6号)の一部を平成15年11月8日から次のように改める。

平成15年10月27日

新潟市水道事業管理者
局長 長谷川 守

2 表新栄信用組合中

「袋津支店 | 昭和57年6月14日」
を削る。

新潟市水道局告示第23号

新潟市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定により、下記のとおり新潟市指定給水装置工事業者に指定したので同条第2項の規定により告示します。

平成15年10月24日

新潟市水道事業管理者
局長 長谷川 守
記

1 指定番号及び指定工事事業者名

- 第335号 (有)カノエユニティ
- 第336号 鈴木設備

- 第337号 新潟日化サービス(株)
- 第338号 (有)アクア・プロテクター
- 第339号 野澤設備設計

2 指定年月日 平成15年10月16日

辞 令

市長事務部局
9月1日

- 主 事 田 中 政 孝 (財政部参事・
管財課長)
- 主 事 菊 田 隆 蔵 (財政部参事・
市民税課長)
- 主 事 阿 部 文 男 (財政部参事・
資産税課長)
- 主 事 泉 和 久 (財 政 課 長)
- 主 事 寺 尾 脩 (用地対策課長)
- 主 事 佐 藤 昭 人 (契 約 課 長)
- 主 事 高 橋 清 夫 (管財課副参事・
課長補佐)
- 主 事 田 部 一 郎 (用地対策課副
参事・課長補佐)
- 主 事 野 本 信 雄 (契約課副参事・
課長補佐)
- 主 事 斎 藤 正 治 (市民税課副参事
・課長補佐)
- 主 事 富 岡 富 男 (資産税課副参事
・課長補佐)
- 主 事 高 橋 建 造 (財政課長補佐)
- 主 事 高 橋 豊 (財政課主幹・
財政第2係長)
- 技 師 大 屋 剛 (管財課主幹・
庁舎管理係長)
- 主 事 野 沢 常 雄 (管財課主幹・
財産管理係長)
- 主 事 海 津 範 男 (管財課主幹・
自動車管理係長)
- 主 事 佐 野 啓 二 (用地対策課主幹
・土地対策係長)
- 主 事 勝 本 紀 夫 (用地対策課主幹
・用地第1係長)
- 主 事 横 山 正 義 (用地対策課主幹
・用地第2係長)
- 主 事 中 野 谷 進 (契約課主幹・
物品契約係長)
- 主 事 小 野 克 幸 (契約課主幹・
工事契約係長)
- 主 事 渡 辺 博 (市民税課主幹・
税制係長)
- 主 事 宮 村 功 (市民税課主幹・
諸税係長)

主事 堀 正 (市民税課主幹・証明係長)

主事 佐藤 栄吉 (市民税課主幹・市民税第1係長)

主事 伊田 幸雄 (市民税課主幹・市民税第2係長)

主事 西條 雅雄 (市民税課主幹・市民税第3係長)

主事 小黒 和弘 (資産税課主幹・管理係長)

主事 永井 賢一 (資産税課主幹・土地第1係長)

主事 渡辺 行男 (資産税課主幹・家屋第1係長)

主事 伊佐早 武 (資産税課主幹・家屋第2係長)

主事 佐藤 勉 (資産税課主幹・償却資産係長)

主事 朝妻 博 (財政課財政第1係長)

主事 長井 亮一 (財政課財政第3係長)

主事 西脇 直彦 (資産税課土地第2係長)

主事 岡村 弘美 (市民税課主査)

主事 菊池 正敏 (")

主事 田中 瑞江 (")

主事 保苺 知之 (")

主事 本間 敬子 (")

主事 沓掛 キヨノ (")

主事 遠山 裕二 (")

主事 鈴木 一裕 (")

主事 中島 剛 (")

主事 伏見 智 (")

主事 早川 周作 (")

主事 齋藤 勝人 (")

主事 江川 政幸 (")

主事 大井 幸作 (")

主事 渡辺 富子 (")

主事 高橋 登 (")

主事 山際 結城 (")

主事 木村 昌克 (")

主事 佐藤 清明 (資産税課主査)

主事 森 陽一 (")

主事 上原文 昭 (")

主事 渋谷 弘子 (")

主事 湯峯 一之 (")

主事 若林 一郎 (")

主事 鈴木 新一 (")

主事 山田 義明 (")

主事 高橋 啓介 (")

主事 高橋 勇志 (")

主事 伊藤 順一 (")

主事 大倉 博美 (")

主事 河野 武 (")

主事 阿部 浩巳 (")

主事 武田 等 (")

主事 井村 賢治 (")

主事 久島 正司 (")

主事 川上 悦子 (")

主事 渡辺 房子 (")

兼ねて企画財政局財政部納税課勤務を命ずる (各通)

9月30日

技師 井上 友規子 (市民病院看護部副看護師長)

願により本職を免ずる

10月1日

主事 金子 和弘 (総務部長)

職員研修所長兼務を免ずる

総務局参事を命ずる

主事 神部 昭 (保健所次長)

保健所総務課長事務取扱を免ずる

総務局総務部長を命ずる

兼ねて職員研修所長を命ずる

主事 遠藤 正人 (保健所総務課副参事・保健所総務課長補佐)

保健所総務課管理係長事務取扱兼務を免ずる

保健所総務課長補佐事務取扱を免ずる

保健所総務課長を命ずる

主事 野口 芳郎 (総務課副参事・課長補佐)

兼ねて総務局総務部総務課総務係長事務取扱を命ずる

主事 星 恵士 (総務課主幹・総務係長)

総務局総務部総務課総務係長事務取扱を免ずる

保健所総務課長補佐を命ずる

保健所総務課管理係長事務取扱を命ずる

岩野 衣里子 (市民病院看護部)

八幡 三恵 (")

村松 真理子 (")

若林 千尋 (")

小竹 沙織 (")

加藤 真樹子 (")

中井 晶子 (")

桜井 法子 (")

星山 奈美 (")

長谷川 僚子 (")

川島 勝美 (")

小林 一行 (")

荻原 和恵 (")

新潟市技師補を命ずる

看護師を命ずる

市民病院看護部勤務を命ずる（各通）

村上 健治

新潟市技師に任命する

市民病院診療部眼科医長を命ずる

10月31日

技師 朴 直樹（市民病院新生児
医療センター）

技師 川合文女（市民病院看護部）

願により本職を免ずる（各通）

教育委員会

10月13日

山田 穰

新潟市教育委員会委員に選任します

公平委員会

10月13日

伴 昭彦

新潟市公平委員会委員に選任します